#### 1

# ●市長と総合区長の関係

総合区長の執行事務と市長・総合区長の関係を、移管する事務の例などを用い表しています。 市長は市全体の視点から政策等に取り組み、総合区長は、住民の皆さんに身近なところで、自らの責任において、行政を実施していきます。

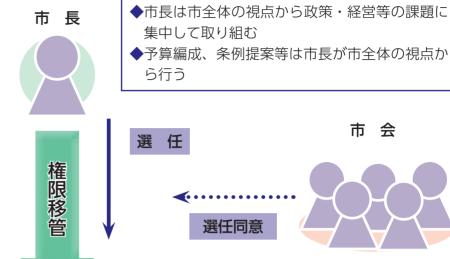
# 総合区長権限の拡充(総合区長の執行事務と市長・総合区長の関係)

#### 移管する事務の例

- 市立保育所の運営
- 民間保育所の設置認可
- 老人福祉センターの運営
- 生活道路の維持管理
- 放置白転車対策
- 地域の実情に合わせたまちづくりの検討
- スポーツセンター、プール・屋内プールの運営 等

#### 【総合区長の執行事務】

- ◆総合区の区域にかかる政策及び企画
- ◆住民の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する 事務
- ◆総合区の住民相互間の交流を促進するための事務
- ◆社会福祉・保健衛生に関する事務のうち、住民に対して直接提供されるサービスに関する事務
- ◆総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの 等 ※現在の24区役所で行っている窓□サービスは、現在の24区単位 に地域自治区を置いて実施







◆総合区長は、自らの責任において、住民に身近 なところで総合的かつ包括的に行政を実施

# ●住民意見の反映

住民の皆さんのご意見を反映するための仕組みの構築として、

区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させる仕組みとして総合区政会議を、地域コミュニティを維持し、いただいたご意見を市政・区政に反映するための仕組みとして地域自治区・地域協議会を設置します。

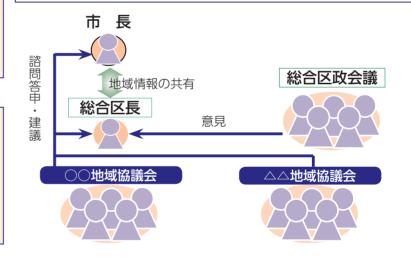
### 総合区政会議

◆総合区域内の施策及び事業について、その立案段階より、住民が意見を述べ、区政運営に反映する仕組みとして、現在の区政会議と同様に大阪市独自の条例に基づく、総合区政会議を設置

#### 地域自治区・地域協議会

- ◆地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映するため、現在の24区単位で、地域自治区を設置し、地域協議会を置く
- ◆地域協議会は、地域自治区の事務などについて、市長・総合区長等の 諮問を受けて、あるいは地域協議会として自ら意見を述べることができ る。その場合、市長・総合区長等は必要に応じて、適切な措置を講ずる

#### 市長・総合区長・総合区政会議・地域協議会の関係



### ●総合区長の権限

総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みを構築し、総合区長の財務マネジメントにより、住民の皆さんのニーズを施策に反映していきます。

# 総合区長の財務マネジメント

- ◆事務の移管に合わせて、総合区長の主体的な区政運営により地域の実情に応じた サービスを提供する財源が充実
- ◆総合区の予算要求について、総合区長が市長に直接意見を述べることができ、次年度の予算編成に向けた市長・副市長との意見交換や方針策定に参画できる仕組みを導入(予算意見具申権)
- \*総合区長の意見を市政へ反映できるよう、総合区長が市長・副市長と政策協議できる場も設定
- \*区内にかかる局事業について、総合区長が調整・関与できる仕組みも検討

# **今後のスケジュール**(予定)

平成 29年 9月~

大阪市会で議論

平成29年11月~

各区で総合区素案に関する住民説明会を 開催予定

平成30年2~3月

総合区案のとりまとめ予定



2025 国際博覧会 (EXPO) の誘致にご賛同いただける 方を「会員」として募集し ます

http://www.expo2025osaka-japan.jp/recruit-co

※大阪市 総合区素案に関するお知らせは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪 市内在住の方でご自宅への郵送をご希望の場合は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。